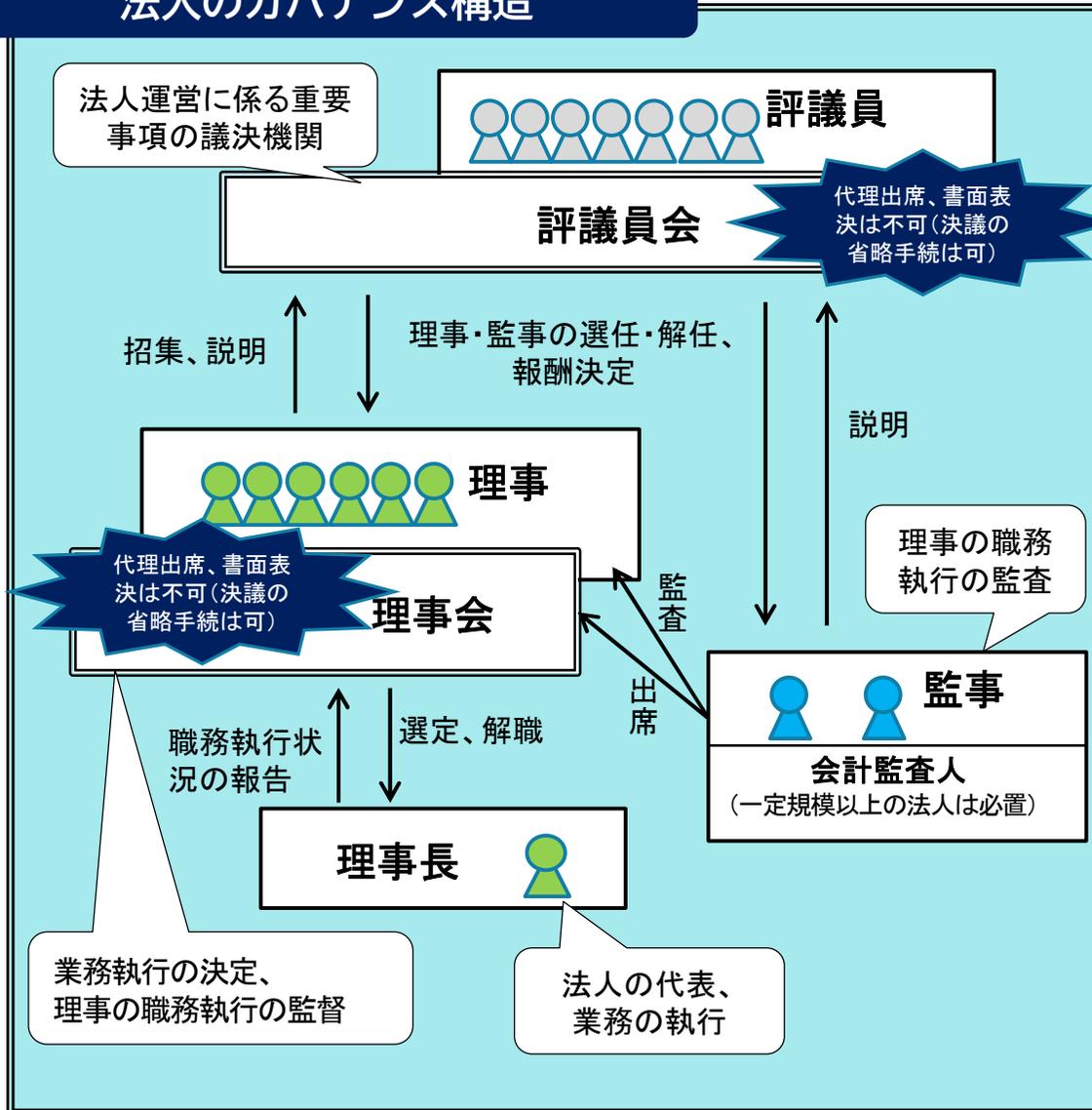


# 社会福祉法人の各機関の 役割と責任について

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

# 社会福祉法人の各機関

## 法人のガバナンス構造



◆ 重要な意思決定  
⇒ 評議員会

◆ 業務執行  
⇒ 理事・理事会

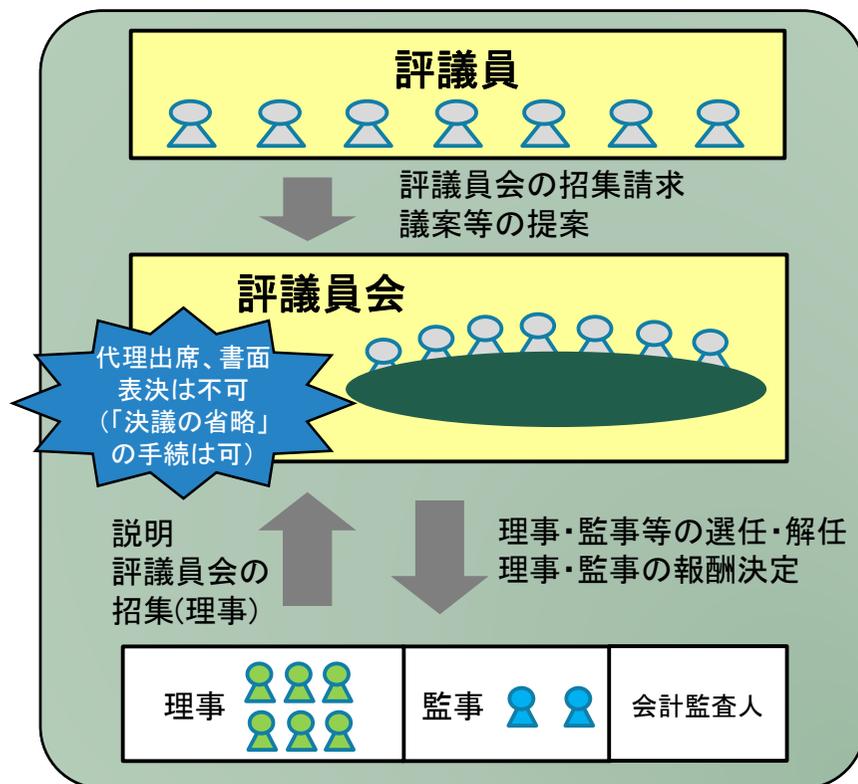
◆ 監査  
⇒ 監事

## 各機関の在り方

社会福祉法人制度の改革（平成29年施行）により、**法人の経営組織のガバナンス強化**として、法人運営に係る権限が分配され、**相互牽制機能が働くような機関設計**となっています

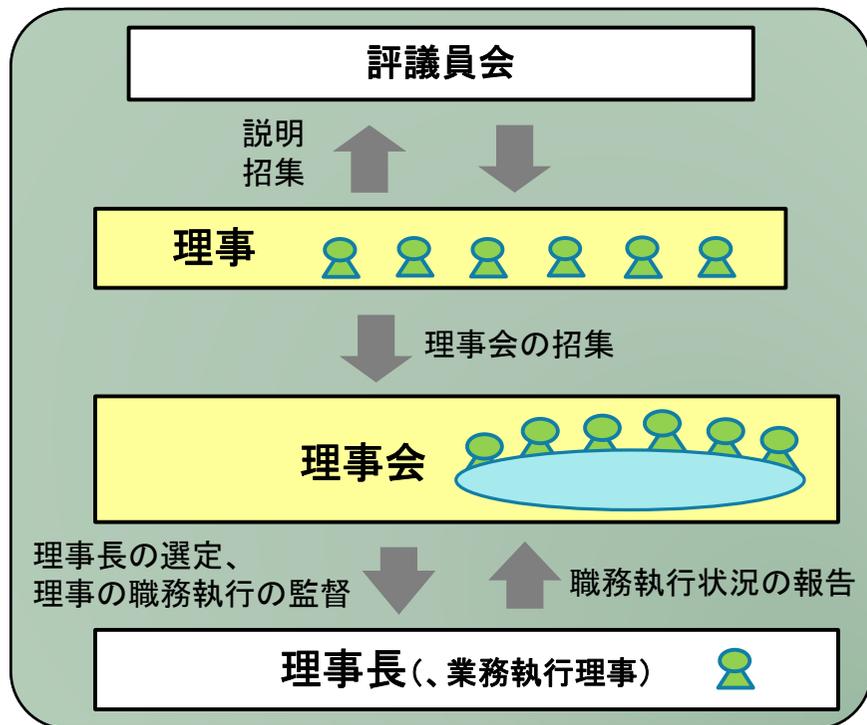
各機関が、互いにチェックし合う仕組みが組み込まれています

# 社会福祉法人の各機関（評議員・評議員会）



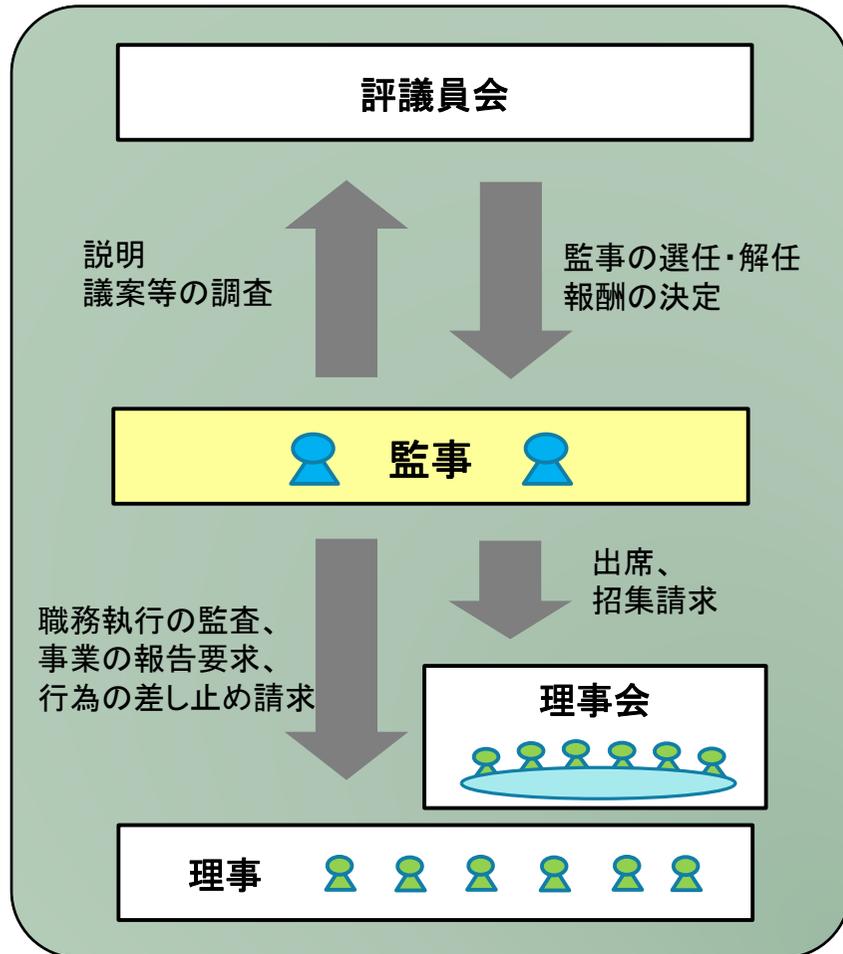
- 評議員会は、法人運営に係る**重要事項の最終的な意思決定**を行う
- 役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する
- 全ての評議員は、評議員会の構成員として議決権を行使する  
(法人の意思決定に参画)

# 社会福祉法人の各機関（理事・理事会）



- 理事会は、法人の業務執行についての意思決定を行う
- また、理事の職務執行を監督する役割も担う
- 全ての理事は、理事会の構成員として議決権を行使する  
(法人の意思決定に参画)

# 社会福祉法人の各機関（監事）



- 監事は、理事の職務執行を監査する
- 適正な法人運営の確保に重要な役割を担っている
- 職務を適切に遂行することで不祥事や不適切な運営の発生を未然に防ぐことができる

## 各機関の在り方

各機関を設置すれば十分ということではありません

各機関に求められている役割を正確に理解し、自法人の実情を踏まえた上で、牽制の仕組みが適切に機能するような取組や工夫をすることが重要です

# 各機関の役割が機能するために

## 役員等（評議員・理事・監事）の心得

- 地位に伴う職責を果たす
- 国民からの信頼を裏切らない
- 全ての役員等に義務と責任がある

## ● 地位に伴う職責を果たす

役員等はそれぞれ固有の役割を担っており、地位に伴う職責を果たす必要がある

### 評議員

法人運営に係る重要事項の決定や法人運営の監督を担う評議員会の構成員

### 理事

法人の業務執行についての決定や理事長等の職務の監督を担う理事会の構成員

### 監事

理事の職務執行を監査し、職務を適切に遂行することで不祥事や不適切な運営の発生を未然に防ぐことができる

- 国民からの信頼を裏切らない

社会福祉法人は、法律に基づき認可され、公金の支出があり、税制優遇を受ける法人

公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献することが求められる

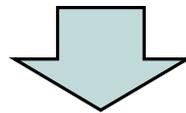
役員等は、国民からの信頼を裏切らないよう常に自覚を持って職務を遂行することが必要

- 全ての役員等に義務と責任

全ての役員等は、常勤・非常勤、報酬の有無に関わらず、役員等としての義務と責任を負っている

## 役員等と法人の関係

- 法人とその役員等は、委任の関係にある
- 委任を受けた者(各役員等)は、「**善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務**」(=**善管注意義務**)を負う

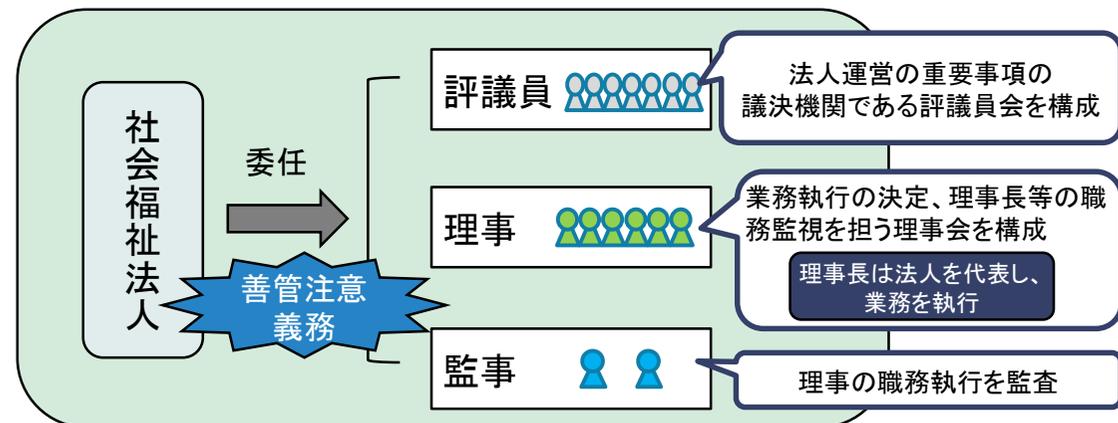


全ての役員等は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる

# 善管注意義務とは

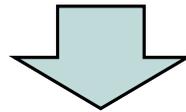
その地位にある者に通常求められる水準の注意を払って、**しっかり気を付けて仕事をしなければならない！**ということです

任務を怠ったことにより法人に損害が生じた場合は、損害賠償責任を負う可能性があります



## 事例（評議員）

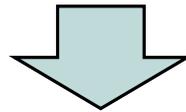
- 理事長の指示により長年不正経理が行われた
- 法人に多大な財産的被害が生じた
- 監事も職務を怠り、事態を発見できなかった



評議員(会)は、理事・監事の選任・解任の権限を適切に行使せず、法人の財産管理のために必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性がある

## 事例（理事）

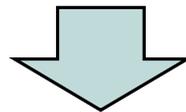
- 法人の経理を特定の職員に任せきりにしていた
- その職員が法人の預金を繰り返し横領していたことに長年気付かなかった



理事は、法人の財産管理のために必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性がある

## 事例（監事）

- 法人の経理を特定の職員に任せきりにしていた
- その職員が法人の預金を繰り返し横領していたことに業務執行理事等が長年気付かなかった
- その間監事が、理事の業務執行が適切である旨の監査報告をしていた



監事として必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性がある

## 事例（その他）

以下のようなことも、善管注意義務に反するおそれあり

- 正当な理由なく評議員会・理事会に**出席しない**
- 本人が出席せず代理人を出席させる
- 委任状を用いた評議員会・理事会運営を行う
- 業務の実施や通帳の管理等を特定の理事・職員または外部の業者等に**任せきり**にする
- 職員等に個人の印鑑を預けて、事務的な手続を任せきりにする
- 他の職員等が行った調査の結果をそのまま監事による監査報告として提出する

# 役員等としての自覚と責任感

大事なことは、

- ◆ 職務・権限を理解する
- ◆ 役員等の心得を忘れない

ということ

# 評議員（評議員会）の職務・権限

## 評議員会の主な権限

- ① 役員等(理事・監事・会計監査人)の選任・解任
- ② 役員(理事・監事)の報酬等の決定
- ③ 定款の変更
- ④ 計算書類の承認
- ⑤ 役員等の損害賠償責任の免除
- ⑥ 合併の承認
- ⑦ 社会福祉充実計画の承認

## 評議員の職務

評議員会の構成員として議決権行使  
(法人の意思決定に参画)

## 各評議員の主な権限

- ① 評議員会の招集請求
- ② 評議員提案権  
理事に対し、一定の事項を評議員会の目的(議題)とすることを請求できる  
また、評議員会に議案を提出できる
- ③ 理事の行為の差止請求  
法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に行為をやめることを請求できる
- ④ 理事等の解任提訴権  
理事等の職務執行に関し不正等があったにもかかわらず、評議員会で解任議案が否決されたとき、評議員は、訴え(訴訟)をもって解任を請求できる

# 評議員の義務

## 評議員の主な義務等

### ① 善管注意義務

### ② 法人内での兼職禁止

評議員は、当該社会福祉法人の役員(理事・監事)または職員を兼ねることができない

### ③ 報酬の定款による規定

評議員の報酬の額は、定款で定めなければならない

※ 無報酬とすることも可能(評議員としての義務・責任は等しく負う)

# 理事（理事会）の職務・権限

## 理事会の主な職務・権限

### ① 法人の業務執行の決定

以下は理事会決定事項（理事に委任できない）

- ・重要な財産の処分及び譲受け
- ・多額の借財
- ・重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・内部管理体制の整備
- ・定款の定めに基づく役員等の責任の免除

### ② 理事の職務執行の監督

### ③ 理事長・業務執行理事の選定・解職

### ④ 評議員会の招集の決定

### ⑤ 競業・利益相反取引の承認

### ⑥ 計算書類・事業報告等の承認

## 理事の主な職務・権限等

### 【理事の職務】

理事会の構成員として議決権行使  
（法人の意思決定に参画）

### 【理事長の職務・権限】

代表権及び業務執行権

### 【業務執行理事の職務・権限】

業務執行権（対外的な業務を除く）

理事長及び業務執行理事以外の理事には、  
代表権及び業務執行権はありません

### 【理事長・業務執行理事の義務】

自己の職務の執行状況を  
下記期間ごとに理事会に報告

- ・ 3か月に1回以上

または

- ・ 毎会計年度に4か月を超える間隔で  
2回以上（その旨定款で定めた場合）

# 理事の義務

## 理事の主な義務等

### ① 善管注意義務

### ② 忠実義務

理事は、法令及び定款を遵守し、法人のために忠実に職務を行う義務を負う

### ③ 競業・利益相反取引の承認と報告

自己又は第三者のために法人と取引するなどの場合は、理事会の承認と取引後の報告が必要

### ④ 評議員会における説明義務

評議員会で評議員から特定の事項について説明を求められたときは、必要な説明をしなければならない

### ⑤ 監事に対する報告義務

法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければならない

# 監事の職務・権限

## 監事の主な職務・権限

職務を適切に遂行することで  
不祥事や不適切な運営の発生  
を未然に防ぐことができる

### ① 理事の職務執行の監査

監事は、理事の職務の執行を監査する(監査報告の作成義務あり)

### ② 事業の報告要求、業務・財産の状況調査

監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、また、法人の業務及び財産の状況を調査することができる

### ③ 計算書類等の監査

各事業年度の計算書類及び事業報告等は、監事による監査を受けなければならない

### ④ 理事会の招集請求

監事は、理事への報告義務を果たすために必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる

### ⑤ 理事の行為の差止め請求

監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為や法令・定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合で、その行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめるよう請求することができる

監事の役割が形骸化することがないよう意識することが重要

# 監事の義務

## 監事の主な義務等

### ① 善管注意義務

### ② 理事会への報告義務

理事の不正行為やそのおそれがあると認めるとき、又は法令や定款に違反する事実等があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない

### ③ 理事会への出席義務

理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなくてはならない

※ 理事会への出席義務は監事各自が負っています。(ただし、理事会の成立要件ではありません。)

### ④ 評議員会における説明義務

評議員会で評議員から特定の事項について説明を求められたときは、必要な説明をしなければならない

### ⑤ 評議員会の議案等の調査・報告義務

理事が評議員会に提出しようとする議案や書類等を調査し、法令や定款に違反する事項等があると認めるときは、調査結果を評議員会に報告しなければならない

### ⑥ 法人内での兼職禁止

監事は、当該法人の評議員・理事・職員を兼ねることができない

※ 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にあるので、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う者を監事に選任することは適当ではありません。

# 評議員・理事・監事の責任

## 問われる可能性のある主な責任

### ① 法人に対する損害賠償責任

任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任

### ② 第三者に対する損害賠償責任

職務について悪意または重過失があったときに第三者に生じた損害を賠償する責任

# 所轄庁による監督等

「法」 → 社会福祉法(昭和26年法律第45号)

## 社会福祉法に規定されている所轄庁の監督(法第56条)

- 報告徴収、立入検査(指導監査)等
- 勧告、措置命令、業務停止命令
- 解散命令

## 社会福祉法に規定されている罰則

- 特別背任罪(7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科)(法第155条)
- 贈収賄罪(5年以下の懲役又は500万円以下の罰金)(法第156条)
- 登記を怠る、定款変更の届出をしない又は虚偽の届出をする、定款・議事録・計算書類等に虚偽の記載をする、所轄庁の監督に対して報告をしない若しくは虚偽の報告をする又は検査を拒む等(20万円以下の過料)(法第165条)

## 関連する刑法上の罪

- 業務上横領罪(10年以下の懲役)(刑法第253条)